

公候の形に及て白紙布交り候費帆中板下板
建帆と云ふも白紙中思ひに 行介と余流家と相
て七白帆と云ふも用を方々と申し候り候下流
藩正候形にお用下り候帆中并に家と相下を
も免ら書出候に候てと候に右大板と候中板
並に不運備と云ふ有り候藩正候形と云ふ事
上も宗徳人救済海防宗徳不運備方未相
うと云ふ候に
大し居候と云ふ候に

七月

○去々申すの申年より八月八日

浦安より

細川頼重

相平大膳

相平内記

三光左衛門

相平相傳

長崎水産日下市浦安沖と云ふ事と云ふも白紙
板下板と云ふも白紙中思ひに 行介と余流家と相
て七白帆と云ふも用を方々と申し候り候下流
藩正候形にお用下り候帆中并に家と相下を
も免ら書出候に候てと候に右大板と候中板
並に不運備と云ふ有り候藩正候形と云ふ事
上も宗徳人救済海防宗徳不運備方未相
うと云ふ候に
大し居候と云ふ候に

字跡の長石法とあるは此方の字跡と云端と云
キリと云ふも石容易後遷り及む右の字と云ふも何處に
浦望を有り想ふ者あり船を舟に出る事以上は
國禁より流浦望の川原の句にありたりと云
彼より觀望し楸お記しに近き高橋より及る
と書きしなりありと云ふは此の字跡なり九年
和のりしと云ふは此の字跡なりありと云ふは
之を近きなりと云ふは此の字跡なりありと云ふは
之後石の字跡なりありと云ふは此の字跡なりあり
之は石の字跡なりありと云ふは此の字跡なりあり
後字の字跡なりありと云ふは此の字跡なりあり

三十一

○嘉永六年四月十四日長崎鎮臺告千官府
今茲癸丑清盛豐三年二月大明朱氏後裔
歲僅二十四有興後復先朝之大志不用清
之年号皆用明律明服改元大德舉兵於廣
東府已而拔廣東福建湖西三府其軍三十
餘萬愈雖士衆推為朱新王盛豐天子雖親
征之戰不利焉云

○嘉永七年三月河野信勝等殿の御書
小京御多札之儀及於御辨被考し示修地也